

## ○長門市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長門市立学校条例（平成17年長門市条例第159号）に基づく中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）が、持続的にスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保するため、市が地域クラブとして認定する団体（以下「認定地域クラブ」という。）に対して交付する長門市認定地域クラブ活動費補助金について必要な事項を定める。

(補助の対象等)

第2条 認定地域クラブとして認定し、補助対象となる団体、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、市は毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の申請)

第3条 認定地域クラブが、前条で規定する補助金（以下、「補助金」という。）の交付を申請しようとするときは、認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、当該認定地域クラブに対して、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を認定地域クラブ活動費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該認定地域クラブに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(活動内容の変更申請)

第5条 認定地域クラブは、当該活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、認定地域クラブ活動費補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(実績報告)

第6条 認定地域クラブは、当該活動を完了したときは、その完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに認定地域クラブ活動実績報告書(別記様式第4号以下「活動実績報告書」という。)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による活動実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて行う検査を行った結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認定地域クラブ活動費補助金交付額確定通知書(別記様式第5号)により当該認定地域クラブに通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の通知を受けた認定地域クラブが補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による交付決定額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

3 認定地域クラブは、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第9条 認定地域クラブは、当該活動に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿、その他関係書類を整備しておかななければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、活動の実施状況等について報告を求め、又は、所属職員をして実地に検査することができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補助金交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 活動の実施方法が不相当と認められたとき。

(4) その他不正な行為があると認められたとき。

2 市長は、認定地域クラブに交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が概算払により交付されているとき又は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、認定地域クラブに対し期限を定めてその超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

#### 附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団体	補助対象経費	補助金の額
市営地域クラブの実施する事業の一部又は全部を受けける団体	地域クラブの運営に係る経費	別途市長が定める額
市内に活動拠点を置き、中学校体育連盟又は吹奏楽連盟に登録して活動する団体	地域クラブの運営に係る経費	登録人数 5人まで 20,000円 6人～10人 30,000円 11人～20人 40,000円 21人以上 50,000円

備考 市営地域クラブとは長門市営地域クラブ事業実施要綱（令和7年長門市告示第99号）に基づくものをいう。